

NHK と海外の公共放送事情 2017年2月3日、14時～16時

NHK 問題を考える奈良の会 奈良教育会館 2F 第3会議室

隅井孝雄(ジャーナリスト)

A. 世界の放送の現状、問題、受信料、アメリカ、イギリス、ドイツ、韓国

1. アメリカ、新聞は USA Today 以外地方紙、NYT、WPost、WSJ 全国紙的性格。テレビネットワーク午後 6 時台の全国ニュースが大きな影響力。公共報道の性格を持つ。歴史がある、完備した報道基準を持つ。ケーブルニュースは「ヘッドライン」主体。

公共放送、ラジオ、NPR、テレビ、PBS 非商業放送としてユニークな存在。市民に強い支持。15%の国庫補助あり。その他は企業、財団、大学、個人の寄付。

2012 年のテレビ討論、財政削減の標的になった。監督機関は通信放送委員会 FCC

2. イギリスの放送。ラジオテレビとも BBC が中心。1927 年創設。テレビ 8 チャンネル(総合 1、総合 2、BBC ニュース、議会テレビ、若者、知的文化、児童、幼児。ラジオ 11 チャンネル。商業放送は 80 年代～90 年代以降、ITV3(非営利民放),4(商業民放),5(衛星民放)。BBC の信頼はダントツに高い。サッチャー政権と再三衝突したが、報道の自由を守った。イラク戦争でも、開戦理由をめぐって政府は誇大にイラクの脅威を宣伝したと批判、政府や調査委の批判を受け、グレッグ・ダイク会長辞任。しかし結局は BBC の正しさが今は立証された。BBC 国際ニュースはその公正さで定評があり、視聴者が最も多い。最近、制作部門民営化の方針をうち出した。監督機関 Ofcom

受信料年間 122.5 ポンド、2 万 5000 円、テレビ購入の際許可証が必要。高齢者、障がい者、国庫補てん。デジタル化以降 iPlayer のシステムで見逃し視聴無料だったが、ウェブ視聴が有料化された。収納率 98%、無許可罰金 1000 ポンド、13 万円。

3. ドイツ 戦後ドイツ中国営放送が解体。中央集権を排し州ごとの 9 の公共放送システムになった。公共放送は ARD 公共放送連盟という共同体を構成。番組の質は高い。多言語放送も豊富。1961 年に全国放送 ZDF 第 2 ドイツテレビが誕生。またフランスと共同の文化芸術テレビ ARTE がある。

財源は受信料。1982 年以降にできた商業放送 RTL グループ、ミュンヘン放送グループには電波は割り当てられず、ケーブル、衛星またはネットによる放送に限定されている。ほかにスカイドイツという衛星局がある。監督機関州ごとの放送委員会

受信料は、2013 年以降、受信機の有無にかかわらず、個人と事業所に支払い義務。基本料金 1 件月 17.5 ユーロ(2150 円)、視聴覚障害者、重度身障者は 1/3、生活保護、失業保険受給者、奨学金受給者、職業教育援助受給者、盲聾者無料。事業者 8 人以下 1/3、2 万人以上 180 件分とカウント(頭打ち)、自動車は 2 台目以降 1/3。不払いは 1000 ユーロ。12 万円

4. 韓国。朝鮮戦争、軍事政権が続き、公共放送 KBS(韓国公共放送)は政権の支配のもと

にあった。民間放送の発展にも大きな遅れた。1986年、キリスト教系婦人団体を中心に広範な受信料不払いが起き、メディアリテラシーが盛んになり、放送の公共化、民主化が前進した。1997年に金大中大統領が、メディア産業を国の基本的経済政策とし、放送の民主化、公共化が進み、韓流ドラマ、韓流映画が世界を席卷した。放送と権力の摩擦は続いている。2008年、狂牛病報道で反政府デモ、MBC制作者解雇、長期スト、2014年セオル号事件で政府に有利な報道を指示した会長に対し長期スト。解任に追い込んだ。監督機関放送委員会広告放送が認められている。受信料は月額 2500ウォン 240円、4600ウォン 446円値上げ予定

B. 世界の放送第三者機関、欧米、韓国、台湾

5. 政府が直接管理監督しているのは、日本、中国、北朝鮮、ロシア。アジアではヴェトナム(文化情報省)、ラオス(文化情報省、人民党プロパガンダ委員会)がある。その他は何らかの形で委員会制度がとられていて、政府直轄はない。例えばイランはイスラム指導者が強い影響力を持つとはいえ、国営 IRIB を監督する評議会は行政、司法、立法の3分野から2人ずつで構成されている。

6. 第三者委員会の可能性について

日本では占領時の「放送委員会」と放送法制定時の「電波監理委員会」が消滅(1952.3)して以降、放送が政府の監督、規制下にあるのが常態となっている。

1964年、臨時放送法制調査会が放送行政委員会を設置する答申を行ったが、放送法改正に盛り込まれなかった。1996年、放送行政の郵政から総務省への移管にあたり、行政改革会議で総務省の外局として通信、放送委員会を置くことが検討されたが、郵政省が反対、総務省の内部部局となった。2009年、民主党政権時、原口総務大臣は通信、放送委員会を設置する方針をうち出したが提案に至らなかった。同党は2003年4年にも同様の法案を提出したが否決。また2014年、民主党、みんなの党、ゆいの党でも提案したが、否決された。

C. 世界のパブリックアクセスと視聴者運動

7. アメリカ、PBS は視聴者に守られている、プロメテウスラジオプロジェクト、LPFM 空チャンネル 1000 局を市民組織が獲得(2003年)、ヨーロッパ、英国、Voice of Listeners and Viewers、英国 CPBF、campaign for Press and Broadcasting Federation 750 万人、報道の自由を守る、政府干渉拒否、報道内容のチェック、優れた報道の検証

D. 8. EU 報道の自由憲章(別紙)

E. 日本での視聴者運動の可能性、

9. 東京、大阪、神戸、京都、奈良等 19 都道府県 26 団体、靱井退任させた。大きな成果。NHK 報道を市民の手にネットワーク(6 団体)、NHK 監視と激励の会

8. EU 報道の自由憲章 19 ヲ国、48 報道機関調印、2009.5. 25

1. 報道の自由は民主主義社会に欠かせない。報道の自由、政治的、社会的、文化的多様性を守ることは政府の責務である。
2. 検閲は認められない、すべてのメディアの独立性は守られる、メディア、ジャーナリストを一切の刑罰、抑圧の対象にしてはならない。独立性を妨げる立法は制定してはいけない、新聞、出版、オンラインメディアは政府免許の対象にはならない。
3. ジャーナリストとメディアの、自由に集まり、情報や意見を広げる権利を侵してはならないし、処罰の対象にしてはならない。
4. ジャーナリストの情報源は保護される、ニュースルームやジャーナリストのコンピューターを監視し、盗聴し、操作して、情報源を特定することは編集内容の秘匿を侵すもので認められない。
5. すべての国はメディアがあらゆる法律や権威から保護されて、その任務を果たせるよう十分な保障を与えるべきだ。特にジャーナリストや、メディア従業員を精神的、身体的ハラスメントから保護することが求められる
6. 政府または政府関係機関はメディアの経済的存立を侵す行為を行ってはならない。経済的制裁を加えることは認められない。民営会社のメディアはジャーナリズムとしての自由を尊重しなければならない。会社はジャーナリズムの内容について商業的要素をミックスするようなことをしてはならない。
7. 国あるいは国の支配下にある機関はメディアやジャーナリストの情報へのアクセスを妨げてはならない。情報を提供し、ジャーナリストをサポートすることは国あるいは国に関連する機関の義務である。
8. メディアとジャーナリストは、すべてのニュース、情報源に妨害されることなくアクセスする権利を持つ。それは海外のジャーナリストについても同様である。レポートにあたって海外ジャーナリストはビザ、クレデンシャルその他の必要な許可文書を与えられる。
9. どの国の市民であっても、国内、海外メディアと情報源に自由にアクセスする権利がある。
10. 政府はジャーナリズムを職業として志望することにかかる制限も設けてはならない。